

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「特措法」という。）第15条の2第1項に基づきタクシー未稼働枠の暫定活用を行うための増車の認可申請に係る取扱いを下記のとおり定めたので公示する。

令和7年1月28日

北海道運輸局長 井上 健二

記

1. 用語の定義

本公示で使用する用語は、特措法及び「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日付け北海道運輸局公示第81号。以下「監督措置通達」という。）において使用する用語の例による。

2. 対象地域

本公示に基づき、法人タクシー事業の暫定増車（準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数を期限付きで増加させる事業計画の変更をいう。以下同じ。）の対象となる地域は、令和5年度の営業区域の輸送実績を基に算出した必要車両数から、同年度末時点の営業区域の総車両数に同年度の営業区域の平均実働率を掛け合わせた数値を差し引いて算出された数値（以下「未稼働車両数」という。）に30パーセントを掛け合わせた数値が2以上となる別紙のとおりとする。

3. 申請資格

令和5年度の実働率が、認可申請に係る営業区域における令和5年度の平均実働率を上回っている事業者であること。

4. 認可基準

「法人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準（平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第54号）」2.（1）に適合することに加え、次に掲げる基準のすべてに適合する者に限り、認可できることとする。

- (1) 営業区域において供給過剰とならない基準（特措法第15条の2第1項第1号）
- ① 2. の対象地域であって、かつ、未稼働車両数の30パーセント（端数切捨て）以内の暫定増車であること。
 - ② その他認可申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加が公益上必要かつ適切なものであること。
- (2) 事業者の事業活動に関する基準（特措法第15条の2第1項第2号）
- ① 令和5年度の営業区域内の営業所に配置するタクシー車両1台当たりの収入が、令和4年度と比較して増加していること又は当該準特定地域の平均に比べ高いこと。
 - ② 運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全に関する基本方針及び目標が定められており、かつ、当該目標の達成状況が把握されていること又は申請前1年間及び申請後において、タクシー事業に関し、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）又は特措法若しくはこれらに基づく命令の違反による行政処分がないこと。
 - ③ 令和5年度のタクシー車両の走行距離百万キロメートル当たりの交通事故（道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第2項に規定する交通事故をいう。以下同じ。）の発生件数が、認可申請に係る準特定地域におけるタクシー車両の走行距離百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数未満であること。
 - ④ 令和2年度以降に実施した運賃改定後、労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用するすべての労働契約を締結するタクシー運転者について、賃金を増額する措置が講じられていること。
 - ⑤ タクシー事業の活性化（利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供、労働条件の整備等）のための措置がとられていること。
 - ⑥ 認可申請に係る準特定地域の営業所に配置するUDタクシー車両の台数が令和5年度と比較して増加していること。
 - ⑦ 申請する事業計画を遂行するに足る運転者（申請時点において、今後勤務することが採用通知書等で確認できる者を含む。）数が確保されていること。

5. 手続方法

令和7年2月7日までに各運輸支局長に対して暫定増車の認可申請を行うこと。

6. 車両配分

- (1) 営業区域の未稼働車両数の30パーセント（端数切捨て）を、当該営業区域における暫定増車可能車両数とする。
- (2) 各事業者の希望車両数の合計が暫定増車可能車両数を下回る場合は、希望車両数どおり各営業所に配分を行う。
- (3) 各事業者の希望車両数の合計が暫定増車可能車両数を上回る場合は、運転者（申

請時点において、今後勤務することが採用通知書、メール等で確認できる者を含む。) 数を申請時点の事業計画上の車両数で除した数値が高い営業所より1両ずつ配分し、配分が一巡してもなお暫定増車可能車両数に余剰がある場合は、再度当該数値が高い営業所より1両ずつ配分することを繰り返す。

- (4) (3) で計算した運転者数を車両数で除した数値が同じ事業者が複数いた場合は、これまでの適正化及び活性化に資する取組(需要喚起、労働条件の改善、減車等)を考慮して、順位付けする。

7. 申請期間及び標準処理期間

本件に係る申請期間は令和7年1月28日から同年2月7日までとし、標準処理期間は、2ヵ月とする。

8. 認可に付す条件

- (1) 本公示に係る認可は、認可日より令和8年3月31日までの期限とし、期限経過後は、すみやかに道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2章に基づく登録又は同法第14条に基づく自動車登録番号の自家用への変更を実施することとする。ただし、当該期限内に特措法第3条の2第2項において準用する同法第3条第3項に基づき準特定地域の指定が解除された場合においては、当該認可に係る暫定増車については、道路運送法第15条第3項に基づく届出がなされたものとみなす。
- (2) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第3条第1項に基づき、翌月10日までに、当該認可に係る暫定増車を含めた月別輸送実績報告書(都市型ハイヤー及び福祉限定車両は除く。)の報告を求めることとする。
- (3) 認可日より1ヵ月以内に、事業計画の変更を実施(道路運送車両法第2章に基づく登録又は同法第14条に基づく自動車登録番号の事業用への変更)しない車両がある場合には、その車両分の認可は、効力が消滅することとする。
- (4) その他必要に応じて、条件を付すこととする。

附 則

この公示は、令和7年1月28日から適用する。

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る北海道運輸局管内の対象地域

管轄支局	営業区域	A※ 令和5年度末 車両数	B 令和5年度 実働率	C 稼働車両数 (A×B)	D※ 必要車両数	E 必要車両数 との差 (D-C)	暫定増車 可能車両数 (E×0.3)	令和5年度 日車營收(円)	令和5年度 走行100万km 当たり事故件数
札幌	札幌交通圏	4,319	65.2%	2,817	2,942	125	37	37,749	12.949
	小樽市	293	52.9%	155	170	15	4	29,855	11.375
函館	函館交通圏	620	79.3%	492	567	75	22	24,983	5.057
旭川	旭川交通圏	525	69.5%	365	428	63	18	26,279	7.819
帯広	帯広交通圏	340	63.6%	216	232	16	4	26,417	9.129
北見	北見交通圏	165	53.4%	88	100	12	3	24,144	7.811

※「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」(平成27年1月27日付け北海道運輸局公示第47号)による